

令和 3 年度

愛西市地域包括支援センター運営方針
(案)

愛西市

愛西市地域包括支援センター運営方針（案）

I 方針策定の趣旨

この「愛西市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定する。

II センター等の意義・目的

センターは、地域に暮らす高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的機関として設置する（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項）。

センターの設置責任主体は愛西市（以下「市」という。）であることから、市は、センターの設置目的を達成するための体制の整備に努め、その運営について適切に関与する。

また、市が事務局となって設置する地域包括支援センター運営協議会（以下「センター運営協議会」という。市地域密着型サービス運営委員会の機能も有する。）は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保するものとする。

III 運営上の基本的視点

1 公益性

(1) センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、介護保険法及び各種法制度を遵守し、公正で中立性の高い事業運営を行う。

(2) センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

2 地域性

(1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

(2) センター運営協議会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く吸い上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3 協働性

(1) センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が相互に情報を共有し、考え方・方針を理解したうえで、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体をチームとして支える。

(2) 地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、社会福祉協議会や警察等の公共機関、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

IV 運営体制について

1 運営体制

(1) 職員の職務

- ア センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るよう職務を遂行する。
- イ センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域の特性に応じた事業運営に努める。
- ウ 各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度末には目標に対する事業の評価を行う。

(2) 職員の姿勢

- ア センター長は、各職員及びセンター全体の業務を把握し、一部の業務や一部の職員の業務が集中することなく業務の調整が図られるよう業務管理に努める。
- イ センター職員は、中立・公正な立場であることを共通認識として持ち業務を遂行する。
- ウ センター職員は、センターの設置目的と基本的機能を理解したうえで、業務を遂行する。
- エ センター職員は、抱えている事例や対処方法について相互に報告し合い、3職種が協働して「チーム」として検討しながら業務を遂行する。

(3) 職員の資質の向上

- ア 専門性の維持向上を目的に、研修会に参加するなどの取組を積極的に行う。
- イ 職員の専門性の向上のため研修に参加できるよう業務分担等について配慮し、一部の職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有するために、受講報告・伝達の工夫等が行えるよう体制を整える。

(4) 書類の整備

- ア 実績報告書・事業計画等の期日内提出を行う。
- イ 職員の変更等があった場合においても変更届出書を速やかに提出する。
- ウ 相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

(5) 苦情対応

- センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて速やかに市に報告する。

(6) 緊急時の体制

- センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう連絡体制や連絡網等を整備する。

(7) 個人情報の保護

- 個人情報の取扱いについて、個人情報保護法及び愛西市個人情報保護条例に基づき、センターが有する高齢者などの情報が業務に関係のない目的で使用することや不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を遵守し、

個人情報保護に留意する。情報機器の運用に関しては別途示す愛西市情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティに関する研修やチェックは市に準じた対応を行うこと。システムの運用・管理は受託者の責任において行うものとする。

V 地域包括支援センターの業務について

1 総合相談支援業務

(1) 実態把握

ア 様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。

イ 地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行い、把握した問題やニーズについて、予防へと展開していく取組を行う。

(2) 総合相談業務

ア 地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくることとする。

イ 関係機関からの相談に対し、速やかに対応し、報告するなど信頼関係構築に努め、相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整えるものとする。

(3) 地域におけるネットワークの構築

ア センターの業務を適切に実施していくために、また、業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

イ 地域の様々な関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要と判断された高齢者に対して、センターの各専門職によるチームで支援を行う。

ウ 地域における高齢者虐待防止ネットワーク構築のため、行政・関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組むこととする。虐待の早期発見や発生した虐待を止めるための具体的な介入、再び起こさないための見守り活動等を行ううえで、ネットワークを活用するものとする。

(4) 困難事例 への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。また、市担当課とも連携を図り、適切な対応を行う。

2 権利擁護業務

(1) 権利擁護に関する啓発

権利擁護（高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等）について、関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、被害を防止するための啓発活動に取り組む。

(2) 高齢者虐待への対応

- ア 地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組む。
- イ 通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市高齢福祉課とも連携を図り、適切な対応を行う。

(3) 成年後見制度の活用

- ア 認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や、金銭管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用が必要かどうかを判断する。
- イ 成年後見制度の利用が必要と判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。
- ウ 成年後見制度の利用が必要と判断したが、申立て可能な親族がいない場合等は市に報告し、市長申立てへ繋げる。
- エ 成年後見人等に対する報酬に関する助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると認める場合は、愛西市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき対応する。

(4) 消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援する。また、相談を受けた場合は、被害の防止・回復のため関係機関と連携し適切な対応を行う。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ア 地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- イ 地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(2) 介護支援専門員に対する支援

- ア 地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言、同行訪問等を行う。
- イ 地域の介護支援専門員の支援については、事業所の人員配置等の形態にも配慮した支援に努める。
- ウ 地域の介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。
- エ 個々の介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるよう取組を行う。

(3) 事例検討会・研修会等の実施による支援

- ア 介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

また、事例検討会、研修会等を開催する際には、地域の介護支援専門員との協働で企画する等、地域の介護支援専門員が主体的に参加できるよう取組を行う。

イ 地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を支援する。

4 地域ケア会議

- (1) 多職種との連携の下で、個別課題の支援内容や地域課題等を検討する「地域ケア会議」を各包括支援センターで開催する。
- (2) 地域の保健・医療・福祉・介護の専門職及び地縁組織等の関連する他の機関との連携の下で行う市が開催する「地域ケア推進会議」にて、地域課題の抽出、必要とされる地域づくり及び地域資源等の検討を行う。

5 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

(1) 介護予防ケアマネジメント

要支援者（指定介護予防支援または特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く）及び日常生活総合事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行う。実施に当たっては、高齢者本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、本人のできることを共に発見し、本人の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指す。

6 指定介護予防支援事業

(1) 指定介護予防支援

ア 指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者に対して、介護予防を目的とし、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、利用者の自立に向けて、介護予防サービス等適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

イ センターは、指定介護予防支援事業者（介護保険法第115条の22）の指定を受け、指定介護予防支援事業（予防給付のマネジメント）を実施する。

7 一般介護予防事業

- (1) 将来、介護が必要となる可能性が高い虚弱な高齢者を把握し、必要なサービスを利用することにより、介護予防の効果を発揮することができるよう支援する。
- (2) 1人ひとりの高齢者の生きがいや自己実現のための取り組みを総合的に支援することにより、生活の質（QOL）の向上を目指すものとする。そのためには、利用者の主体的な取り組みが不可欠であり、それがなければ十分な効果も期待できないため、利用者の意欲が高まる適切な働きかけに努める。
- (3) 介護予防の意義や知識の普及啓発、地域において介護予防活動が自主的に実施され

ることで、介護予防に向けた地域づくりを促進する。

- (4) 介護予防に関わる人材育成、地域活動組織の育成や支援等を実施し、介護予防の重要性や一般的な知識、介護予防事業の内容、参加方法等の事業実施に関する情報について普及啓発を行う。

8 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズの必要な高齢者が在宅生活を送るために在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、地域の医療・介護の関係機関・関係団体等と連携・協力体制構築に向けての取組を行う。

9 生活支援サービスの体制整備

高齢者が生きがいを持ちながら暮らしていくためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を図っていくことが必要不可欠であり、生活支援のための多種多様なサービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターやその活動を支える協議体及び市と協働でその取り組みを推進する。

10 認知症高齢者及び家族への支援

- (1) 認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。
- (2) 地域住民や関係機関等が、認知症高齢者その家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行う。
- (3) 認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関等関係機関との連携・協力体制を構築する。
- (4) 認知症高齢者の権利擁護のため、成年後見制度等の情報や相談機関・団体等の周知を行う。
- (5) 虐待を受けた認知症高齢者の保護、心身のケア行うとともに、虐待を行った養護者等に対する支援も行う。

11 住宅改修に係る理由書作成

愛西市住宅改修支援事業実施要綱に基づき作成の対応を行う。

12 その他

(1) 地域支援事業の実施について

平成18年6月9日老発第069001号「地域支援事業の実施について」（最終改正平成30年5月10日付け老発0510第3号通知）、平成17年12月19日厚生労働省老健局作成「地域包括支援センター業務マニュアル」及び平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号「地域包括支援センターの設置運営について」（最終改正平成30年5月10日付け老総発0510第1号、老高発0510第2号、老振発0510第3号、老老発0510第1号通知）を遵守して実施するものとする。

なお、「地域支援事業の実施について」、「地域包括支援センター業務マニュアル」及び「地域包括支援センターの設置運営について」が改正された場合は、最新を優先するものとする。